

能登スマート・ドライブ・プロジェクト水素供給設備設置事業（能登、金沢）入札に係る質問への回答について

No	質問内容	回答
1	入札公告1（7）契約保証金の項目には「ただし、同規則（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号））の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。」とあるが、原則的に納付を免除が受けられると考えてよいか。	納付の免除を受けられるケースは石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第百三十六条 一～十 に列挙されるケースに限定されます。こうした事例に該当しない場合は、契約保証金を納付頂くか。同規則第百三十五条に規定のある保険事業会社の保障等を担保として提供頂く必要があります。
2	入札公告2（9）④イ、ウに記載のある「これらの同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者」は具体的にどのような者が該当するのか。	建築業法で主任（監理）技術者として認められる者が該当します。
3	履行期限の11月30日は必達と考えるべきか。	履行期限までに工事を完了頂きたいと考えております。
4	入札公告2（9）④ウに記載のある「一級土木施工管理技士等の資格を有する者又は、これらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者。」の「一級土木施行管理技士等」の「等」には具体的にどのような者が該当するのか。	「一級土木施工管理技士等」の「等」には、土木工事について10年以上の実務経験を有した者が該当します。なお、ここでいう土木工事の実務経験には、建築一式工事の付帯工事として実施された土木工事に関する実績も含まれます。
5	入札公告2（9）④イ、ウに記載の有資格者が自社には存在せず、一級管工事施工管理技士しかいないが、今回の工事の内容は、ガス関係設備の工事であることから、管工事の一種であると解釈でき、入札参加資格を有していると解釈できないか。	今回の工事は建築一式工事であるため、2（9）イの有資格者は必須となります。そのため、一級管工事施工管理技師だけしか存在しない場合、入札参加資格を有しているとは解釈できません。
6	入札公告2（9）②について、建築一式工事の受注実績がないが、受注実績合計の年間平均完成工事高が5億円を超えれば入札に参加できるか。	今回の工事は建築一式工事であるため、入札参加資格を有しているとは解釈できません。
7	設備仕様書について、見積範囲で17) 基礎工事 18) 撤去工事 22) 舗装工事 26) 共通仮設が見積除外となっているが、これらの工事は見積除外と考えて問題ないのか。	設備仕様書は設備部分の仕様のみを記載したものです。ご指摘の基礎工事、撤去工事、舗装工事、共通仮設も今回の入札においては見積りに含めて積算をお願いします。
8	設計施工仕様書に記載がある以下の項目について、入札価格積算をどのようにすべきか。 ・事前調査業務及び関係機関協議 ・現状図作成 ・地盤調査 ・イメージパース図 ・実施設計業務 ・本工事に関する積算業務 ・建設工事に伴う業務	今回の入札は設計・施工の一括発注となっており、入札に当たり提供した設計施工仕様書、図面、設備仕様書等を参考に入札価格の積算を各社において実施するようにお願いします。